

近ごろ環境問題は、身近なものから地球規模のものまで様々です。高島市も、豊かな自然に恵まれている反面、近年身近な自然が悲鳴を上げています。

こうした環境問題に対処するには、従来の規制を中心としたものではなく、経済を組み合わせ、経済と環境が調和し、自然生態系と共存できる持続可能な社会を実現する必要があります。そうしたことから、具体的な行動のマニュアル（手引）として、「高島市環境基本計画」が策定されました。

私たちは、大切な生活環境を保全しながら、誰にとっても暮らしやすく、誇りと愛着の感じられる「高島市」になるよう、市、市民、事業者がそれぞれの役割と責務で、豊かな環境を将来の子どもたちに引き継いでいかなければなりません。

「高島市未来へ誇れる環境保全条例」は、環境保全に対する市民の強い思いが詰まった「環境基本計画」を補完し、現在および未来の市の環境と市民の良好な生活環境を確保するため制定されました。いよいよ10月1日から施行します。

環境基本計画

「高島市環境基本計画」は、未来へ誇れる環境づくり推進委員会が、直面している環境問題に対して、「何が原因で、どうしたら解決できるのか」を考え、創り上げられたもので、環境面での総合計画として位置づけられています。

また、具体的な行動マニュアルとして、地球環境保全活動に対する大きな力となるよう高島市から発信するものでもあります。

【計画の目的】

環境への負荷を軽減する循環型社会

【計画の対象範囲】

生活環境、自然環境、循環型社会
地球環境保全、市民参画・協働

【計画の期間】

短期的期間 5年
長期的期間 10年

※社会経済情勢、環境問題の変化に応じて、計画の見直しを行います。

【基本目標】

〈生活環境の保全〉

・地域ぐるみで良好でさわやかな生活環境を保全する取り組みを進めます。

〈自然環境の保護〉

・農林漁業の活性化を通して自然の再生と保全に取り組みます。

〈環境に配慮した農林漁業の振興、

高島市
未来へ誇
れる環境
保全条例

市民の力 市役所の力 議会の力で条例化

みんなで守ろう

ええまちたかしま!

景観対策の実現

・地産地消の仕組みづくりと環境配慮型の農林漁業に取り組みます。

〈循環型社会の実現〉

・5Rの原則に基づいた取り組みを通して、循環型社会の形成を進めます。

〈地球環境の保全〉

・省エネルギー、新エネルギーの推進・普及などを通して、地球温暖化をはじめとする地球環境問題に取り組みます。

【市・市民・事業者 それぞれの役割と責務】

●市の責務

・市は、環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を定めた基本計画に基づき、各種の環境施策を積極的に実施する。

・市は、市民や事業所、民間団体などに対して環境に関する情報の提供や環境への負荷の少ない活動の支援を行うとともに、自らが行う日常業務において、環境に配慮した行動を率先して実行する。

●市民の責務

・市民は、環境の保全と創造について関心と理解を深めるように努めるとともに、快適な生活環境を維持するために、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める。

事業者の役割と責務

- ・不法投棄禁止
- ・違法焼却の禁止
- ・水質汚濁物質の流出防止
- ・過剰チラシの抑制 など



市民の役割と責務

- ・ごみの分別、排出マナーの向上
- ・ゴミのポイ捨て禁止
- ・犬の散歩時の糞の持ち帰り
- ・省エネの実践 など



市の役割と責務

- ・環境基本計画に掲げる施策等の実施
- ・環境に配慮した行動を率先して実施
- ・環境に関する情報の提供
- ・市内外への施策協力依頼
- ・規制措置



・市民は、自主的かつ積極的に環境保全と創造に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力、連携する。

・民間団体は、その活動に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に積極的に参画、協力する。

●事業者の責務

・事業者は、事業活動に伴う公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、製品の使用から廃棄に至る各過程において、環境負荷の低減に努める。

・事業者は、資源およびエネルギーの有効利用、廃棄物の削減等、その事業活動を通して、自主的かつ積極的に環境の保全と創造に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策について、協力、連携する。

※ 5R ゴミを出さない暮らしのための5R

- Refuse** (リフーズ) … いらぬものは買わない
- Reduce** (リデュース) … 使い切ったゴミにしない
- Reuse** (リユース) … くりかえし使う
- Repair** (リペア) … 修理しながら長く使う
- Recycle** (リサイクル) … 資源として再利用する

以上の頭文字をとったものです。

「高島市未来へ誇れる環境保全条例」は、市民30人で構成する「未来へ誇れる環境づくり推進委員会」が、平成17年6月以降、30回を超える会議を重ね、環境基本条例、環境基本計画の原案作成まで行い、それを引き継ぎ、職員が総力を挙げて罰則の行使も含む保全条例を創り上げてきました。そして、議会で慎重審議され、来訪者へ知らせることの追加や、市民により分かりやすく正確な表現への修正が行われ、6月定例議会で可決されました。

●松見茂会長 (環境審議会)

市民の意見を反映していることは喜ばしく、内容も誇れます。この条例により環境保全のために何をすべきかというイメージがはっきりしました。実行は大変ですが、市民の一人として情熱を持ち、協力していききたいと思います。



●山形忠会長 (未来へ誇れる環境づくり推進委員会)

私たちは、自然に親しみながら森林や河川の再生に協力し、自然に負荷を与えない(エコライフ)生活を営んでいきたいものです。そのマニュアルとして、環境基本計画や条例を活用し実行していきたいと思っています。

